



## 《 伴走支援型特別保証 制度の概要 》

	全国統一保証制度 伴走支援型特別保証	和歌山県制度 経営支援資金(伴走支援枠)
申 込 人 資 格 要 件	次のいずれかに該当し、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定した中小企業者 ※特別小口保険に係る保証を除く (1) セーフティネット保証4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること (2) セーフティネット保証5号の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を受け、かつ次のいずれかに該当すること ①売上高等減少率が15%以上であること ②売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること (3) 次のいずれかに該当すること (一般保証) ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	
資 金 使 途	資格要件(1)及び(2)の場合：経営の安定に必要な事業資金 資格要件(3)の場合：事業資金	
保証限度額	<b style="color: green;">6,000万円</b> ※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額  ※部分保証の場合、融資限度額は7,500万円	
保証割合	資格要件(1)の場合：責任共有対象外 (100%保証) 資格要件(2)及び(3)の場合：責任共有対象 (80%保証)	
保証料率	資格要件(1)及び(2)の場合：国の保証料補助によりお客様負担は <b style="color: green;">年0.20%</b> 補助前：年0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合 年1.05%) 資格要件(3)の場合：国の保証料補助によりお客様負担は <b style="color: green;">年0.20~1.15%</b> 補助前：年0.45~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合 年0.65~2.10%) ※いずれの場合も条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外	
保証期間	10年以内 ( <b style="color: green;">据置期間5年以内</b> ) 一括返済の場合は1年以内	
担 保	必要に応じて徴求	
保 証 人	原則、法人代表者のみ ※経営者保証免除対応を適用する場合、保証人は不要	
融 資 利 率	金融機関所定利率	年 1.2%以内
申 込 方 法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関
取 扱 期 間	令和3年4月1日～令和5年3月31日保証協会申込受付分	
備 考	貸付実行後の継続的な伴走支援のため、金融機関との対話を継続し定期的に計画の進捗を報告する必要があります。	

